

令和4年	与論町農業委員会 会議録 第8号						
召集年月日	令和4年8月22日(月) 午後 4時00分						
召集場所	与論町役場新庁舎1階(多目的ホール)						
開会及び 閉会時間	開会	午後	4時00分	議長	原田 新一郎		
	閉会	午後	5時00分	代理			
出席及び 欠席委員 凡例 出席○ 欠席× 公務欠○	議席番号	氏名		出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	原田 新一郎		○	6	白尾 憲雄	○
	2	白石 茂一		○	7	長尾 さとみ	○
	3	山本 池富		○	8	遠山 和歌子	○
	4	内野 豊信		○	9	山下 みどり	○
	5	保喜 久男		○			
会議録署名委員	6番	白尾 憲雄		7番	長尾 さとみ		
職務上の 議場出席者	局長	山下 秀光	補佐	山下 高明	主査 主事	川田 美智瑠 林 幹大	
要請による 議場出席者							
議 事 項 目	議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請に関する件(9件)					
	議案第27号	農用地利用計画変更に伴う意見決定に関する件(2件)					
	議案第 号						
	議案第 号						
	議案第 号						
	議案第 号						
	議案第 号						
	議案第 号						
	議案第 号						
その他の 項目							

議長	只今から令和4年8月22日定例総会を開会いたします。出席委員は
	9名中9名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。そ
	れでは、与論町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名
	委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長	それでは議事録署名委員を6番の白尾委員と7番の長尾委員にお願いし
	ます。なお、本日の会議書記には事務局職員の川田氏を指名いたします。
	それでは、日程第1の会務報告について事務局長より会務報告の朗読
	並びに説明をお願いします。
事務局(山下)	農地法第3条の規定による許可申請が9件、農用地利用計画変更に伴
	う意見決定に関する件が2件です。以上になります。
議長	会務報告が終わりました。次に議案第26号「農地法3条の規定による
	許可申請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(川田)	それでは説明いたします。1番は与論町茶花Aさんから与論町立長Bさんへ
	与論町立長1191番畑、751㎡他10筆合計11,750㎡を親子間の贈与となり
	ます。2番は与論茶花長Cさんから与論町立長Bさんへ与論町立長1210番1
	畑、3,189㎡他1筆合計3,328㎡を親子間の贈与となります。3番は与論町
	麦屋Dさんから与論町麦屋Eさんへ与論町立長2412番1畑、1,100㎡他1筆
	合計2,165㎡を親子間の贈与となります。4番は与論町立長Fさんから与
	論町立長Gさんへ与論町立長2519番1畑、1,169㎡を贈与となります。5
	番は与論町立長Gさんから与論町立長Hさんへ与論町立長1667番畑、2,897㎡を
	贈与となります。6番は与論町立長Iさんから与論町立長Gさんへ与論町
	立長1510番3畑、1,873㎡を贈与となります。7番は沖縄県島尻郡八重瀬町Jさんか
	ら与論町古里Kさんへ与論町那間731番2畑、383㎡をあっせん事業によ
	る売買で対価として57万4千5百円です。8番は与論町麦屋Lさんから与
	論町麦屋Mさんへ与論町麦屋1476番2畑、1,314㎡を売買となりまして、
	対価として65万円です。9番は鹿児島県鹿児島市Nさんから与論町古里
	0さんへ与論町古里882番2畑、811㎡をあっせん事業による売買で対価
	として97万3千2百円です。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。関連した担当地区の委員は調査結果の報告をお
	願いします。

山本委員	1番2番はまとめて報告いたします。立長Bさんには8月21日18時30分確認
	しております。立長A、Cさんには8月19日朝の9時30分確認しております。
	す。間違いないので承認をお願いします。
保委員	3番と譲渡人、譲受人に8月20日午後4時半頃確認しました。問題ないので
	承認をお願いします。
白石委員	4番5番6番はまとめて報告いたします。与論町立長Gさんへは8月20日
	午後5時半頃確認しております。与論町立長FさんHさんIさんには8月20
	日昼12時頃に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
事務局(林)	7番は8月4日午後2時より譲渡人の代理人、譲受人とあっせん委員事務
	局にて立会いを行い57万4千五百円で売買すると確認しております。
	承認をお願いします。
内野委員	8番は譲渡人には確認が取れておりません。譲受人については8月22日
	に確認しました。譲渡人に確認が取れていないですが、どう判断した
	らよいでしょうか。
議長	この議第については事務局より確認取れ次第また報告して採決する
	かたちでよろしいでしょうか。
	(異議なし)
事務局(林)	9番は8月2日午後3時より譲渡人の代理人、譲受人とあっせん委員、事
	務局にて立会いを行いました。97万3千二百円で売買すると確認しまし
	た。承認をお願いします。
議長	説明が終わりました。何か意見等ありますでしょうか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第26号「農地法第3条の規定による許
	可申請書について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第26号は承認いたします。次に議案27号「農用地利用計画変更
	に伴う意見決定に関する件について」議題に供します。事務局より説明
	をお願いします。
事務局(林)	1件目は与論町〇〇さんより立長1202番1畑、338㎡他1筆691㎡を農家住宅
	へ除外申請がでております。意見としまして本申請地北側には宅地が
	点在しており集落接続施設に該当することから転用許可見込みである

	かと思われます。2件目は与論町朝戸〇〇さんより与論町朝戸1486番1
	畑808㎡のうち350㎡を牛舎への申請がでております。意見としまして
	本申請用途は牛舎であることから不許可の例外である農業用施設に該
	当することから転用許可见込みであると思われます。
議長	説明が終わりました。意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	議案第27号は承認します。その他ございませんか。
	(なし)
議長	それでは8月定例会を閉会いたします。
	議事録署名委員          6番 白尾 憲雄
	7番 長尾 さとみ